

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成26年3月15日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「奈良県警察本部長が道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第26条の3の2第3項第5号に係る法令解釈権を〇〇警察署交通課長に委任したことが分かるもの。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成26年3月25日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書を作成又は取得していないため不存在として、行政文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成26年4月12日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、本件決定の取消しを求める審査請求を行った。

4 諮 問

平成26年4月24日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、対象文書の全部を開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

〇〇警察署〇〇〇〇警部補は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）第26条の3の2第3項第5号に規定されるチャイルドシートの着用義務の免除について、オムツを交換する行為など日常生活上の世話をしてい

る場合は適用がないとの判断を示し、また、これに関するいかなる運用解釈基準も存在しないとの説明を行った。

この件について、〇〇警察署〇〇〇〇課長にオムツを交換する行為が施行令上の「日常生活上の世話」に該当するか否かの法令解釈上の確認を行っていたところ、平成〇〇年〇〇月〇〇日に一定の見解を得た。

〇〇警察署〇〇〇〇交通課長は、当該見解についての法令等の運用解釈基準は存在しないと主張し、また、法令解釈については、自身の個人的な見解が奈良県警察の組織としての判断となるとの発言を行った。

そもそも交通違反告知は、法令等に基づき公正・公平に行わなければならないものであって、一警察署の交通課長が上記のように恣意的に道路交通法令に関する運用解釈を行うことは動もすれば奈良県警察の組織としての統一性を失うなど罪刑法定主義の観点から許されるべきものではない。

本来であれば本件開示請求対象文書が存在すること自体疑問であるが、〇〇警察署〇〇〇〇交通課長が上記のとおり発言していることから対象文書の存在を完全に否定することはできず、また、実施機関が法令解釈権を委任しなければ上記のような発言がされることはない。（〇〇警察署〇〇〇〇交通課長の発言については録音済）

よって、実施機関は不開示決定を取り消し、対象文書を開示すべきである。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、理由説明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 理由説明書

(1) 道路交通法施行令の法令解釈について

施行令の法令解釈は、当該法令所管庁である警察庁が示すものである。

(2) 本件開示請求内容の検討について

本件開示請求の前段にある施行令第26条の3の2第3項第5号には、幼児用補助装置の使用義務の免除について「運転者以外の者が授乳その他日常生活上（幼児用補助装置を使用させたままでは行うことができないものに限る。）を行っている幼児を乗車させるとき。」と規定されている。

また、後段は「法令解釈権を〇〇警察署交通課長に委任したことが分かるもの。」との内容であるので、開示請求者の意思をしんしゃくして、求める行政文書を「奈良県警察本部長が、幼児用補助装置の使用義務が免除される日常生活上の世話に関する法令解釈を、〇〇警察署交通課長へ委任した際に作成された行政文書」と認めた。

(1) 記載のとおり、法令解釈を示すのは当該法令所管庁である警察庁であり、実施機関が法令解釈権を有するものではない。

したがって、実施機関が、配下の各所属長等に対して法令の解釈を委任することはできず、また、そのような規程は存在しない。

(3) 文書の不存在について

以上のとおり、開示請求内容を詳細に検討した上で文書の検索を行ったが、実施機関では開示請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、本件決定を行ったも

のである。

なお、審査請求人は、審査請求書でその他種々の主張をしているが、本件開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、審査庁である公安委員会としては、本件決定について原処分維持が適当と考える。

2 口頭理由説明

施行令の解釈を示すのは、当該法令の所管庁である警察庁であり、実施機関が法令解釈権を保有するものではない。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、諮問実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の不存在について

審査請求人は、「奈良県警察本部長が道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第26条の3の2第3項第5号に係る法令解釈権を〇〇警察署交通課長に委任したことが分かるもの。」の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているので、以下検討する。

施行令第26条の3の2第3項第5号とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第71条第3項第3号に規定する幼児用補助装置の使用義務について、日常生活上の世話をしている幼児を乗車させるときは当該義務が免除される旨定めた規定である。

諮問実施機関は、施行令の法令解釈は、当該法令所管庁である警察庁が示すものであり、実施機関は法令解釈権を有するものではなく、配下の各所属長等に対して法令の解釈を委任することはできず、また、そのような規程は存在しないと説明している。

同施行令は、内閣が制定した政令であり、実施機関がその有権的解釈権を有するものではなく、各警察署の所属長に解釈権を委任することは考えられないため、実施機関が本件開示請求に係る行政文書を作成又は取得することは、通常想定し難い。

以上のことから、本件開示請求に係る文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測さ

せる特段の事情もない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

3 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成26年 4月24日	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
平成26年 6月 5日	・ 諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成27年11月18日 (第189回審査会)	・ 事案の審議を行った。 ・ 事案の併合を行った。
平成27年12月16日 (第190回審査会)	・ 諮問実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成28年 1月13日 (第191回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成28年 2月23日 (第192回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成28年 4月15日	・ 諮問実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い る め よ し お 以呂免義雄	弁護士	会長代理
く ぼ ひ ろ こ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授 (住生活・住環境学)	
の だ た か し 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	
ほ そ み み え こ 細見三英子	元産経新聞社記者	
み な み が わ あ き ひ ろ 南川 諱弘	大阪学院大学法学部・大学院法学 研究科教授 (行政法)、弁護士	会 長